2　紛議が業務上の又は技術的な性格を有する問題に係るものである場合には、各加盟国は、自国の指定された事業体に対し、3から14までに規定する手続に従って行動することを要請し、及び権限を委任することができる。関係する加盟国は、仲裁手続の進捗状況及び結果について通報を受ける。以下この条において当事者である加盟国又は関係する指定された事業体を「係争当事者」という。

3　係争当事者は、一又は三の仲裁者を指定することを選択する。

4　係争当事者が三の仲裁者を指定することを選択する場合には、各当事者は、係争に直接の利害関係を有しておらず、仲裁者として行動する加盟国又は2の規定に従って仲裁者として行動する指定された事業体を選定する。二以上の加盟国又は指定された事業体が提携する場合には、これらの加盟国又は指定された事業体は、この条の規定の適用上、単一の当事者とみなす。

5　当事者が三の仲裁者を指定することを合意する場合には、第三の仲裁者については、当事者間の共同の合意により指定されるものとし、加盟国又は指定された事業体を指定することを要しない。

6　いずれかの約定に関する紛議の場合には、当該約定に参加している加盟国以外の加盟国を仲裁者として指定することができない。

7　係争当事者は、合意により単一の仲裁者を指定することができるものとし、加盟国又は指定された事業体を指定することを要しない。

8　国際事務局は、仲裁手続の開始の通知が行われた日から三箇月以内に一方又は双方の係争当事者が仲裁者を指定しない場合において、要請が行われたときは、仲裁者を指定しない加盟国に対して仲裁者の指定を促し、又は職権により自ら仲裁者を指定する。同事務局は、双方の当事者が要請を行わない限り、審議に参加せず、及び仲裁者として行動しない。同事務局は、仲裁者として行動する場合には、有償で、かつ、管理理事会が採択する紛議の解決のための関連する手続に従って行動する。

9　係争当事者は、一又は二以上の仲裁者によって裁定が言い渡される前のいかなる時においても、紛議を解決することを共同して合意することができる。当事者は、紛議を解決する決定の後十日以内に国際事務局に対して仲裁手続の取下げを書面により通報しなければならない。当事者が仲裁手続の取下げを合意した場合には、一又は二以上の仲裁者は、その紛議を裁定する権限を失う。

10　一又は二以上の仲裁者は、提供された事実及び情報に基づいて紛議の裁定を行う。紛議に係る全ての事項は、当事者及び一又は二以上の仲裁者に通報されなければならない。

11　一又は二以上の仲裁者は、投票の過半数による議決で裁定を行うものとし、当該裁定は、仲裁手続の開始の通知が行われた日の後六箇月以内に国際事務局及び当事者に通知される。

12　仲裁手続は秘密とされ、紛議についての簡潔な説明及び裁定のみが、当該裁定が当事者に通知された後十日以内に国際事務局に書面により通報される。

13　一又は二以上の仲裁者による裁定は、最終的なものとし、全ての当事者を拘束し、及び上訴を許さない。

14　係争当事者は、一又は二以上の仲裁者による裁定を遅滞なく実施する。加盟国が仲裁手続に関与し、及び当該仲裁手続に従う権限を自国の指定された事業体に委任する場合には、当該加盟国は、当該指定された事業体が一又は二以上の仲裁者による裁定を実施することを確保する責任を負う。

第六章　連合内で使用する言語

第百五十五条　国際事務局の業務用言語

国際事務局の業務用言語は、フランス語及び英語とする。

第百五十六条　書類、審議及び業務上の通信に使用する言語

1　連合が発行する書類には、フランス語、英語、アラビア語及びスペイン語を使用する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語も、これらの言語による書類の作成が特に重要な基本的な書類に限られることを条件として、使用することができる。その他の言語も、当該言語の使用を請求する加盟国が関係する全ての費用を負担することを条件として、使用することができる。

2　公用語以外の一の言語の使用を請求した一又は二以上の加盟国は、一の言語集団を構成する。

3　書類は、国際事務局が、直接、又は2の規定によって構成された言語集団の地域事務局の仲介により、かつ、国際事務局と当該地域事務局との間で合意される方法に従い、公用語及び当該言語集団の言語で発行する。各言語による書類は、同一の様式によって発行する。

4　国際事務局が直接発行する書類は、できる限り、請求された各言語について同時に配布する。

5　加盟国又はその指定された事業体と国際事務局との間及び同事務局と第三者との間の通信は、同事務局が翻訳業務を有する言語のいずれによっても行うことができる。

6　いずれかの言語への翻訳の費用（5及び第百三十七条の規定の適用から生ずる費用を含む。）は、当該言語の使用を請求した言語集団が負担する。公用語を使用する加盟国は、公用語以外の言語への翻訳の費用として、一定額の支払を行う。当該一定額に係る分担単位当たりの金額は、国際事務局の他の業務用言語を使用する加盟国が負担する分担単位当たりの金額と同額とする。書類の提供に関するその他の全ての費用は、連合が負担する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額は、大会議の決議によって定める。

7　言語集団の負担する費用は、当該言語集団の構成国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。当該費用は、当該言語集団の構成国の間で他の分担基準によって分担することもできる。ただし、関係加盟国が、これについて合意し、かつ、これについての決定を当該言語集団の代弁者の仲介により国際事務局に通告することを条件とする。

8　国際事務局は、加盟国が言語の選択を変更することを請求する場合には、一定の期間（二年を超えないものとする。）の後にこれに応ずる。

9　連合の機関の会合における審議の際には、通訳施設（電子装置の有無を問わない。）により、フランス語、英語、スペイン語、ロシア語及びアラビア語を使用することができる。通訳施設の選択は、会合の主催者が、国際事務局長及び関係加盟国と協議の上、裁量によって行う。

10　9の言語以外の言語も、9に規定する会合及び審議の際に使用することができる。

11　9の言語以外の言語を使用する代表団は、9の通訳施設に必要な技術上の変更を加えることが可能である場合には当該通訳施設により、又は特別の通訳者により、9の言語のうちいずれか一の言語への同時通訳を確保する。

12　通訳の費用は、同一の言語を使用する加盟国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。ただし、装置の設置及び維持の費用は、連合が負担する。

13　加盟国又はその指定された事業体は、相互間における業務上の通信に使用する言語について取決めを行うことができる。取決めがない場合には、使用する言語はフランス語とする。

第七章　最終規定

第百五十七条　この一般規則に関する議案の承認の条件

この一般規則に関する議案であって大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表を出している加盟国であって投票権を有するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、投票権を有する加盟国の三分の二以上が出席していなければならない。

第百五十八条　国際連合との協定に関する議案

前条に定める承認の条件は、万国郵便連合と国際連合との間で締結された協定を改正するための議案についても適用する。ただし、関係する協定において改正の条件についての定めがない場合に限る。

第百五十九条　この一般規則の効力発生及び有効期間

この一般規則は、二千十四年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託されるこの一般規則の本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千十二年十月十一日にドーハで作成した。